

## (仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例 (以下「条例」という。) の制定に向けた条例案の策定に際し、広く区民等の意見を取り入れ、条例に規定すべき事項等の検討を行うため、(仮称) 墨田区協治 (ガバナンス) 推進条例検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、区長に対して答申するものとする。

- (1) 条例に関する調査・研究並びに条例に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (2) その他、協治 (ガバナンス) に関し、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 区議会議員 5人以内
- (3) 公募を含む区民 10人以内
- (4) 区職員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により区長が委嘱した日から委員会が第2条に規定する答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は1人とし、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員 (会長を除く。) の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第7条 委員会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 前2号に定めるもののほか、専門部会に必要な事項は、委員会が定める。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(区民意見の反映)

第9条 委員会は、第2条に規定する答申をするに当たっては、広範な区民の意見及び提案を反映させるよう努めなければならない。

(幹事)

第10条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、職員のうちから区長が指名する。
- 3 幹事は、委員会に出席し、委員の質疑に応答し、又は審議事項に関して説明し、若しくは必要な意見を述べるものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、区民活動推進部区民活動推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区民活動推進部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年9月19日から適用し、第2条の規定により区長に答申する日をもって失効する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の適用の日以後の最初の委員会は、区長が招集する。